関東信越税理士会
熊谷支部１０月例会次第

日時 令和４年１０月７日(金)
午前９時３０分～
場所 ホテルガーデンパレス

１．会務報告

（１）	９月　７日(水)	関係諸機関との協議会・例会研修会	於　ホテルガーデンパレス
（２）	９月　７日(水)	理事推薦委員会	於　ホテルガーデンパレス
（３）	９月　７日(水)	研修会	於　ホテルガーデンパレス
（４）	９月　８日(木)	支部ゴルフ	於　熊谷ゴルフクラブ
（５）	９月１６日(金)	中学生の「税についての作文」最終審査会及び役員会	於　熊谷市立商工会館
（６）	９月２９日(木)	熊谷資産税研究会定期総会	於　さくらめいと
（７）	１０月　３日(月)	正副支部長・地域長会議	於　支部事務局
（８）	１０月　３日(月)	熊谷税務署との協議会	於　熊谷税務署との協議会
（９）	１０月　５日(水)	親睦野球・ソフトボール大会	於　大宮けんぽグラウンド

２．会務予定及び連絡事項

（１）例会・関係諸機関との協議会
　日時　１０月７日(金)午前９時３０分～１０時３０分
　場所　ホテルガーデンパレス

（２）研修会
　日時　１０月７日(金)午前１０時４５分～０時１５分
　場所　ホテルガーデンパレス
　講師　藤間病院 院長 清水　謙先生

（３）大里地区租税教育推進協議会役員会
　日時　１０月２５日(火)午後２時００分～
　場所　埼玉県熊谷地方庁庁舎

（４）正副支部長・地域長会議
　日時　１１月　２日(水)午後１時３０分～
　場所　支部事務局

（５）綱紀監察協議会
　日時　１１月　２日(水)午後３時００分～
　場所　熊谷税務署

（６）書面添付協議会
　日時　１１月　２日(水)午後３時３０分～
　場所　熊谷税務署

（７）熊谷税務署との協議会
　日時　１１月　２日(水)午後４時００分～
　場所　熊谷税務署

（８）「税を考える週間」税理士による電話相談
　日時　１１月１７日(木)
　場所　電話相談

（９）顧問相談役会
　日時　１１月２８日(月)午後６時００分～
　場所　木曽路　熊谷店

３．その他の協議報告事項

４．熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

【支部推薦】

熊谷市特別職報酬等審議会委員　　川田　茂会員

熊谷市情報公開・個人情報保護審査会委員　　中村武司会員

５．支部会員入会・転入・転出・異動等

《登録変更》

橋本直樹　（深谷地区から東部地区へ変更）

〒360-0013　熊谷市中西２－３－５ＴＭＣ第２ビル２階２０１号室

TEL・FAX　５２６－７２０１

《退会》

大山　進　　令和４年９月７日業務廃止

熊谷支部　会員数１６６名

６．次回例会予定

日時　　１１月８日(火)午前１０時３０分～１１時３０分　　関係諸機関との協議会・例会

場所　　熊谷市立文化センター文化会館

＊毎月の例会会場と場所が違うため、ご注意ください。
県北ブロック研修も文化会館で行います

＊文化センターの専用駐車場が狭いため、なるべく公共交通機関をご利用ください
なお、文化センター専用駐車場が満車の場合は、近隣のコインパーキングをご利用ください。一律５００円をお支払いいたします(会員に限る)

７．次回研修予定

日時　　１１月８日(火)午後１時００分～４時４０分

場所　　熊谷市立文化センター文化会館

内容　　『相続税の申告実務』－遺族が納得する相続のために－

講師　　東京税理士会　岩下忠吾先生

単位　　４単位

８．ホームページ

熊谷支部　ユーザー名：kumazei　パスワード：kuma2012　*http://www.kumazei.or.jp*

県連　　ユーザー名：member　パスワード：skenren3111.　※半角１２文字、最後にドット(.)あり

日税連　　ユーザー名・パスワード共に：　taxnz

本会　　ユーザー名・パスワード共に：　kzei0223

税理士協同組合　ユーザー名：zei　パスワード：szeikyo3111

＊ 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

９．その他

＊今後の例会日日程を掲載しました。(令和４年１０月現在)予定ですので変更になる場合もあります。

１２月例会	１２月１２日(月)	午後　２時００分～
１月例会	１月１２日(木)	午前　９時３０分～
２月例会	２月　７日(火)	午前１０時３０分～
３月例会	３月２７日(月)	午後　２時００分～

日時　令和４年10月７日
　　９時30分～
場所　ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　県税事務所長あいさつ

４　税務署からの連絡事項
（１）中学生・高校生の「税の作文」の応募状況について　（総務課・管理運営部門）

イ　中学生の「税についての作文」
管内中学校 30校　　応募校数30校
管内生徒数9,076名　応募編数7,921編（前年比95.2％、応募率87.3％）

ロ　税に関する高校生の作文
応募校数６校　応募編数 1,055編（前年比132.0％）

中学生の「税についての作文」事業につきましては、税理士会熊谷支部長賞を設けていただくなど、日頃からご理解とご協力をいただきましてありがとうございま

す。
応募状況につきましては、管内全中学校30校から7,921編と、9割近くの生徒さんからの応募がありました。
なお、国税庁主催の「税に関する高校生の作文」事業につきましても、6校から1,055編の応募がありました。
優秀作品は、11月17日に開催する「納税表彰式」にて表彰する予定です。

（2）年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の発送について（管理運営部門）

発送日　　令和4年10月26日（水）

年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の書面交付分の発送日につきましては、埼玉県内税務署統一で令和4年10月26日（水）となっております。

（3）納税者への納付指導の協力要請について　（徴収部門）
別添「納税者への納付指導の協力要請について」参照

（4）インボイス制度に係る周知等の協力依頼等について　（個人・法人課税部門）

適格請求書発行事業者の登録申請につきまして、関与先に対し周知いただき誠にありがとうございます。
再三のお願いとなりますが、インボイス制度の説明を行っていない関与先がありましたら、早期に周知いただくとともに、登録を予定している関与先につきましては、年内に登録が完了するように申請書の提出をお願いいたします。

（5）年末調整に関するパンフレットの送付について　（法人課税部門）

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付しておりましたが、今後は、これらのパンフレットに代えて、改正事項や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付することとなりましたので、関与先に対し周知いただきますようお願いいたします。

添付書類
「納税者への納付指導の協力要請について」

納税者への納付指導の協力要請について

熊谷税務署

国税庁・国税局・税務署では、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、期限内納付に関する広報・周知に取り組んでいるところです。

関東信越税理士会熊谷支部及び会員の皆様におかれましても、日頃から、期限内納付に関する広報・周知や関与先への納付指導の実施について御協力をいただいており重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や社会的距離に関する要請等の現下の状況を適切に見極めたところで、貴会及び会員の皆様による期限内納付に関する広報・周知や関与先への納付指導について、より一層の御協力をお願いしたいと考えております。

つきましては、会員の皆様が、より効果的タイミングで具体的な納付指導が行えるように、別添の指導項目のチェック表や納税者へ交付するチラシ等を整備しておりますので、これらを活用した納付指導を行っていただきますようお願いいたします。

別紙１【税理士の皆様へ　期限内納付に向けたご指導をお願いします！】
別紙２【消費税及び地方消費税の納税は期限内に】
別紙３【中間申告分の納付は期限内に！】
別紙４【納付指導・相談チェック表】
別紙５【予納制度を利用した納税のご案内】

（国税庁ホームページにおけるチラシ等掲載場所）
国税庁ホームページ＞分野別メニュー＞利用者別情報＞税理士に関する情報＞税理士関係法令等Ｑ＆Ａ＞滞納の未然防止関係様式等

なお、新型コロナウイルスや台風大雨等の自然災害の影響などにより、収入等が大幅に低下して納税資金の捻出ができない関与先につきましては、従前のとおり猶予申請等の納税緩和制度の適用の指導をお願いいたします。

担当者　徴収部門　平田
連絡先　048-521-4121（直通）

税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初 ＜ 中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！

期中において ＜ 計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前 ＜ 早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

□ 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

・ 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。１期分は７月 31 日、２期分は 11 月 30 日が納期限です。

□ 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

・ 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

（注）上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

□ 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

□ ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏 面 に 続 く

国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□　申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額(見込)を早めにお知らせください。
- 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□　便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

□　個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□　納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- 納税証明書「その３」が発行されません。
- 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□　お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。

国税庁

国税庁

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率は、10%です（注1）。
基準期間（注2）の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

（注1）飲食料品（酒類を除きます。）及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率（8%）が適用されます。

（注2）基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者になります。

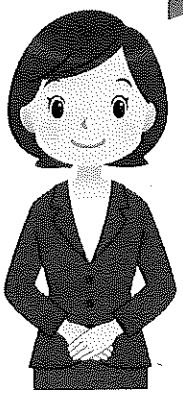

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。
※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率2.0%）となります。

区分		卸売業（第１種事業）		小売業 農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）（第２種事業）		農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、建設業、製造業など（第３種事業）		飲食店業など（第４種事業）		金融・保険業、運輸通信業、サービス業など（第５種事業）		不動産業（第６種事業）	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する納税額の目安率		1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
年間課税売上高	各月売上高	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額
万円 1,000	万円 84	万円 10	万円 0.9	万円 20	万円 1.7	万円 30	万円 2.5	万円 40	万円 3.4	万円 50	万円 4.2	万円 60	万円 5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

（注１）上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。
（注２）令和３年４月１日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。
（注３）課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

【受付時間】8:30 ～ 17:00（土日祝除く）

詳しくはこちら！

国税庁ホームページ　https://www.nta.go.jp　国税庁　検索

便利な納付方法は裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

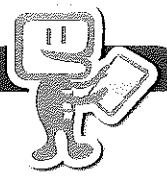

インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくはこちら→

■ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。

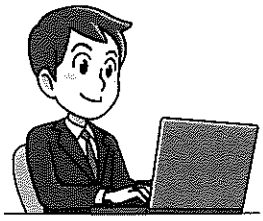

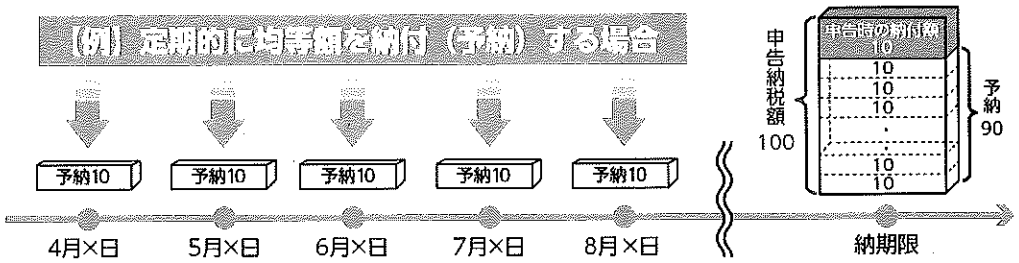

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

詳しくはこちら↑

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で振替依頼書を提出する必要がありますが、令和３年１月からオンライン（e-Tax）で提出できるようになりました。(注) 個人の方に限ります。

詳しくはこちら↑

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する相談

軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、「軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）」で受け付けております。

詳しくはこちら↑

【フリーダイヤル】0120-205-553　【受付時間】9:00 ～ 17:00（土日祝除く）

※ 軽減税率制度及びインボイス制度については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

R3.10

中間申告分の納付は期限内に！

～消費税及び地方消費税には中間申告制度があります～

◎　中間申告が必要な方は、期限内納付のためのご準備を！

消費税及び地方消費税は、直前の課税期間の確定消費税額（年税額）に応じて、以下の表のとおり中間申告が必要となります。

中間申告が必要な方は、中間申告の納付税額の期限内納付のため、納税資金の積立てなどのご準備をお願いいたします。

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を除く。）	中間申告の要否	中間申告の回数	中間申告の納付税額（概算）
4,800万円超	必要	年11回（毎月）	直前の課税期間の確定消費税額×1/12
400万円超		年３回（３月に１度）	直前の課税期間の確定消費税額×1/4
48万円超		年１回（６月に１度）	直前の課税期間の確定消費税額×1/2
48万円以下	不要（任意の中間申告制度（※）を利用できます。）		

※　中間申告が不要な方でも、任意の中間申告書を提出する旨の届出書（裏面参照）を提出した場合には、自主的に中間申告・納付をすることができます。

その他、中間申告の制度や中間申告の要否などについて詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページを参照いただくか、所轄の税務署にお問合せください。

◎　仮決算による中間申告を行うことができます！

○　事業の休廃業などにより、前課税期間から売上が大きく減少している場合などは、仮決算による中間申告を行うことで、中間申告の納付税額が減少する場合があります。

○　仮決算による中間申告書は、提出期限（※）を過ぎて提出することはできませんので、仮決算による中間申告をされる場合は、お早めの申告をお願いいたします。

※　中間申告書の提出期限は、原則として中間申告の対象となる期間の末日の翌日から２月以内となります。

◎　中間申告額の納付についてのご注意

○　納付が遅れた場合には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を本税と併せて納付する必要があります。

○　納期限を経過しても納付されない場合には督促状が送付されます。督促状の送付を受けてもなお納付されないときは財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

○　納期限までに納付できない事情がある場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

国税庁　法人番号 7000012050002　R1.11

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

収受印

令和　　年　　月　　日 ＿＿＿＿＿税務署長殿	届出者	（フリガナ） 納税地	（〒　　－　　） （電話番号　　－　　－　　）
		（フリガナ） 住所又は居所 （法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地	（〒　　－　　） （電話番号　　－　　－　　）
		（フリガナ） 名称（屋号）	
		法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
		（フリガナ） 氏名 （法人の場合）代表者氏名	印
		（フリガナ） （法人の場合） 代表者住所	（電話番号　　－　　－　　）

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第８項の規定により届出します。

①	適用開始中間申告対象期間	自	平成 令和	年	月	日	至	平成 令和	年	月	日		
②	①の中間申告対象期間を含む課税期間	自	平成 令和	年	月	日	至	平成 令和	年	月	日		
③	②の直前の課税期間	自	平成 令和	年	月	日	④	③の課税期間における確定消費税額	円				
		至	平成 令和	年	月	日							
⑤	月数按分 （④×６／③の月数）	円											
参考事項					税理士署名押印	印 （電話番号　　－　　－　　）							

※税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認		通信日付印 年　月　日	確認印			
	申請年月日	年　月　日	入力処理	年　月　日	台帳整理	年　月　日					

注意　１．裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
　　２　記載方法について詳しくお知りになりたい場合には、国税庁ホームページをご確認ください。
　　(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/2603_02.htm)

納付指導・相談チェック表

納税者の方が期限内に納付されるよう、納期限前のタイミングで納税額や納付の意思を確認するなど、税理士の皆様からの納付指導をお願いします。

◎　確定申告（納期限）前の納付指導

□１　納税者に納税額と納期限（振替期日）を早期に知らせた。

- 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、早めのお知らせをお願いします。
- 個人の納税者への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□２　納税者に納税の見込みと納税の方法を確認した。

- 納税の見込みの確認を通じて期限内納付を指導いただくとともに、振替納税やダイレクト納付など便利な納付方法についても推奨をお願いします。

◎　期限内納付が困難な場合の納付指導

□３　納税者に納税が期限後となる場合のデメリットを説明した。

- 説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□４　納税者に税務署（徴収担当）へ早期に納付相談へ行くよう指導した。

- 納付相談に当たっては、あらかじめ、具体的な納付計画を検討するよう指導願います。
- 納付計画の検討に当たっては、最近の事業状況を反映した資金繰り表の作成が有効です。

□(1)　納付相談に当たり、猶予制度の利用を推奨した。

- 猶予制度の説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。」をご活用ください。
- 猶予申請書等は、国税庁ホームページ（刊行物等→パンフレット・手引き→その他→猶予の申請の手引）から入手できます。

□(2)　猶予制度によらずに短期に分割納付（おおむね３月以内）する場合は、以下に具体的な納付計画を記載した上で、納付相談するよう指導した。

○　納付計画記載欄（納税者が記載してください）					
氏名（名称）		住所（所在）			
課税期間	年　月　日～　年　月　日	税　目	税	税額	円

1　期限内に納付可能な金額　＿＿＿＿＿＿円（納付予定日　年　月　日）
2　残額についての納付計画　＿＿＿＿＿＿円（納付予定日　年　月　日）
＿＿＿＿＿＿円（納付予定日　年　月　日）

（注）納付計画は、具体的な資金繰りの状況等を伺った上で、税務署において適否を判断しますので、提示を受けた納付計画の再検討を求める場合があります。

○　税理士の方は、指導事項をチェックの上、期限内納付が困難と見込まれる納税者の方には、このチェック表を持参して税務署に納付相談に行くよう指導をお願いします。

国税庁

予納制度を利用した納税のご案内

予納制度とは

予納とは、調査等により近日中（おおむね６か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。
（国税通則法第５９条第１項第２号）

予納のメリット

予納をすると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、延滞税の額が少なくなる場合があります（注）。

（注）１　法定申告期限から１年以内に修正申告等を行う場合は、延滞税の計算は予納した日までとなり、延滞税の額が少なくなります。
２　法定申告期限から１年を経過して修正申告等を行う場合は、除算期間がない場合に限り、延滞税の額が少なくなります。

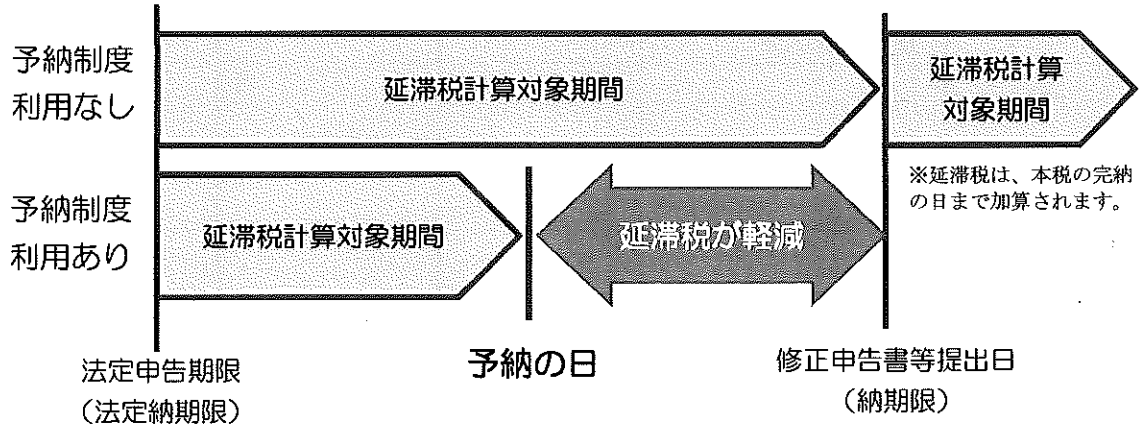

予納の方法

裏面の「国税の予納申出書」に必要事項を記載して、税額の確定手続（修正申告書の提出等）前又は納期限前までに、所轄の税務署にご提出の上、予納する金額を納付してください。

予納を行うに当たり、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署の管理運営部門までお問合せください。

国税庁　R3.12

収受印

国税の予納申出書

令和　　年　　月　　日

税務署長　殿

（納税者）　住所又は居所（所在地）

電話番号

（　　）

氏名又は法人名

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予納する国税				
税　目	年分（事業年度分）及び申告区分	納期限	税　額	備　考
			円	

予納する理由	（令和　　年　　月　　日申告書等提出予定）

【予納に当たっての留意事項】

1　予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前（納期限前）に、その還付を求めることはできません。

2　予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます（充当した後の残額については還付されます。）。

国税庁

R3.12

≪記載例≫

収受印

国税の予納申出書

令和　　年　　月　　日

所轄の税務署名を書いてください。

○○　税務署長　殿

（納税者）　住所又は居所（所在地）

住所（又は居所）、電話番号、
氏名（又は法人名）を書いてください。

Ｔ市○○町○―○
電話番号
×××（△△△）○○○○
氏名又は法人名
国税　太郎

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予納する国税				
税　目	年分（事業年度分）及び申告区分	納期限	税　額	備　考
消費税及び地方消費税	令○.○.○～ 令○.○.○　修正申告	令○.○.○	円 1,234,500	

予納する国税の税目、年分、申告区分、
納期限及び税額を書いてください。

予納する理由	（令和　○年　○月　○日申告書等提出予定） （例）修正申告をするまでに期間を要するため。 税務調査により発生する税額をすぐに納付したいため。

予納する理由を書いてください。

【予納に当たっての留意事項】

1　予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前（納期限前）に、その還付を求めることはできません。

2　予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます（充当した後の残額については還付されます。）。

国税庁

R3.12

埼税協熊谷地域10月例会

令和4年10月7日（金）

＜会務報告＞

令和4年9月7日（水）　県北地域全税共業務推進協議会
（行田・熊谷・本庄・秩父地域）
16:30～　ホテルガーデンパレス

令和4年9月27日（火）　SOMPOひまわり生命との協議会
清水園

令和4年9月29日（木）　第5回常務理事会・第4回地域長会
12:30～　パレスホテル大宮

令和4年9月29日（木）　大同生命「総合事業保障プラン」の推進について
15:00～　パレスホテル大宮

＜会務予定＞

＜提携企業インフォメーション＞

・朝日生命
・大同生命

令和４年１０月吉日

関東信越税理士会県北ブロック税理士支部会員各位

関東信越税理士会
熊谷支部　支部長　中野敦夫
行田支部　支部長　増田雅久
秩父支部　支部長　長井建充
本庄支部　支部長　黒澤祥一

埼玉県税理士協同組合
熊谷地域　地域長　福島泰彦
行田地域　地域長　木村忠之
秩父地域　地域長　田島　毅
本庄地域　地域長　松木正則

税理士会36時間規定研修

令和４年度県北ブロック研修会のご案内

拝啓　清秋の候、県北ブロックの税理士会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、下記の要領にて、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して県北ブロック研修会を開催いたします。会場でも、体温測定と手指の消毒を実施し、安心・安全な開催を心掛けたいと思いますのでご協力お願いします。今年度は、500 席の会場のため事務職員の皆様にもご出席いただけます。
何かとお忙しいこととは存じますが、皆様にご出席いただけますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

日時　令和４年１１月８日（火）午後１時００分～４時４０分
受付　午後１２時３０分より
場所　熊谷市立文化センター文化会館　TEL 048-525-4553
〒360-0036　熊谷市桜木町 2-33-2
内容　『相続税の申告実務』－遺族が納得する相続のために－
講師　税理士　岩下忠吾先生　東京税理士会所属
対象　税理士会会員および職員
受講料　１０００円／参加者１人（資料代含む）
単位　４単位（受講カードを持参ください）

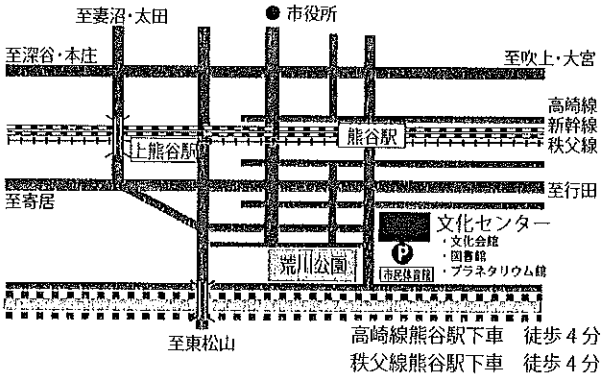

★会場が例年と違いますので、お間違えの無いようご注意ください。
★文化センター専用駐車場が狭いため、なるべく公共交通機関のご利用をお願いいたします。
文化センター専用駐車場が満車の際は、近隣のコインパーキングをご利用ください。一律 500 円お支払いいたします。(会員に限る)
★新型コロナウイルス感染症の感染状況により、一部変更になる場合もあります。
★入場は、文化会館入り口をご利用ください。(図書館入り口からは会場に入れません)
★会場は飲食禁止になっております。
★資料準備の為、１０月２０日（木）までに熊谷支部事務局まで、必ずお申し込み下さい。

令和４年１１月８日の県北ブロック研修会出席

会員　　名　　事務所職員　　名　　合計　　名

支部名　　支部　　会員事務所名

全て熊谷支部事務局ＦＡＸ　０４８－５２１－９６１２にお送りください。

熊谷荒川緑地の臨時駐車スペースを使用する際の注意事項

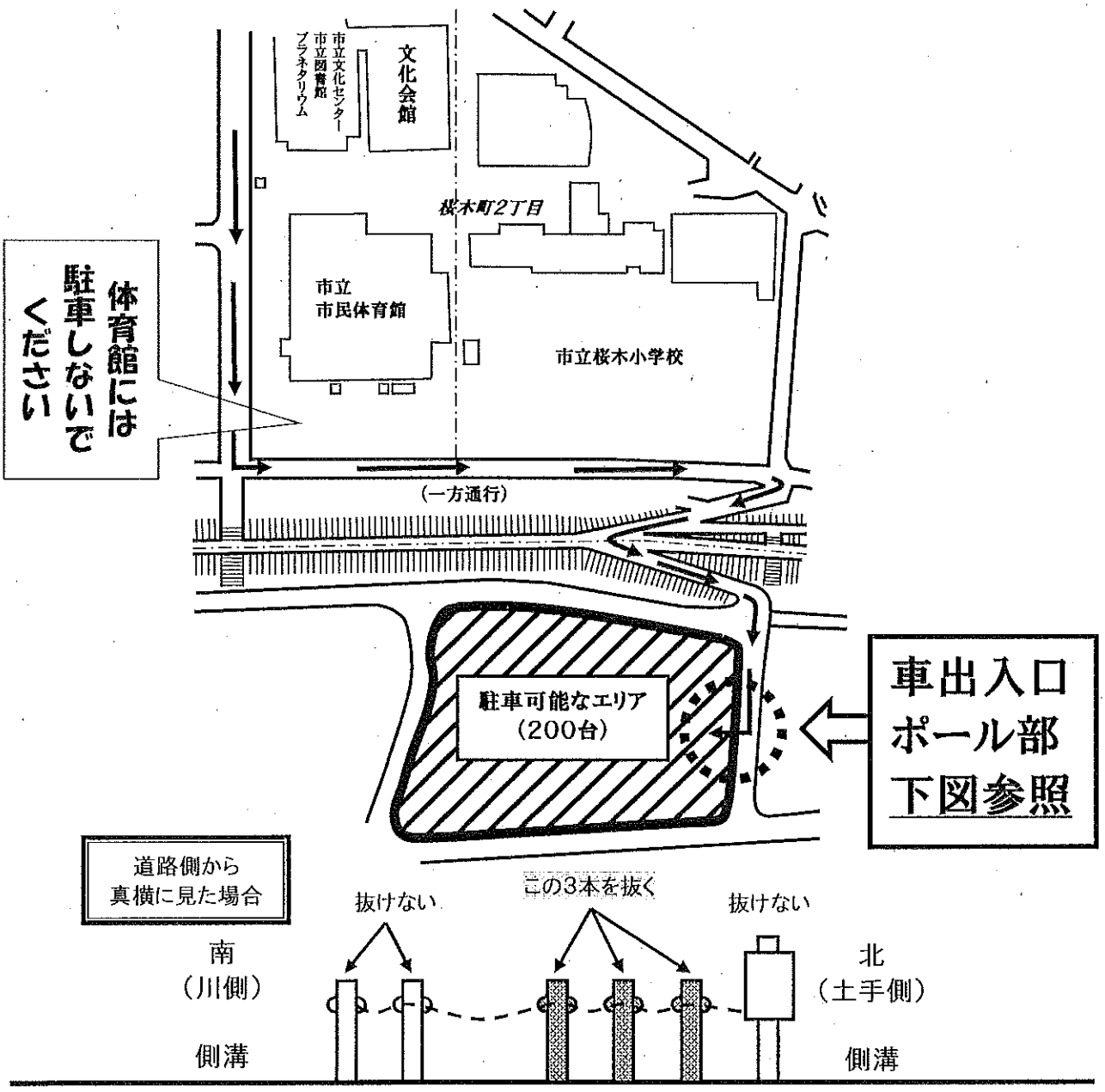

1. チェーンをはずす。
2. 北(土手側)から2、3、4番目のポールを抜き、脇にまとめて置く。
3. 参加者が入車しましたらポールを差込み、開けたままにしない。
4. 行事終了後は、速やかに出庫し、ポールとチェーンを元にもどす。

《　お　願　い　》

- 文化センターご利用の際は、市民体育館への駐車はご遠慮ください。
- 誘導案内人を配置してください。(原則として)
- 低速走行を心がけ十分注意してください。(公園の一部です)
- 万一の事故については、利用者団体で責任を持ってください。
- 自然災害等で利用停止になった場合、駐車スペースとしてご利用いただけませんのでご了承ください。

熊谷市都市整備部公園緑地課　　0493-39-4806

アンケートの実施についてご協力のお願い

関東信越税理士会埼玉県支部連合会業務対策部

業務対策部では、デジタルトランスフォーメーションの推進など様々な要因で業務環境が変化している中、幅広い情報を収集して会員皆様の参考に供するために税理士報酬と税務調査に関するアンケートを実施いたします。集計結果の公表は令和５年１月を予定しています。

アンケートに対してより大勢の会員からご協力をいただけるように、オンラインと紙の併用によるアンケートを実施いたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

１　内容、目的

税理士報酬に関するアンケート

目的　税理士報酬について市場ニーズ・業務の参考情報提供

税務調査に関するアンケート

目的　会員が受けた税務調査の実施状況・実態把握

１　方法、期限

下記３つの方法（ＵＲＬ、ＱＲコード、紙）から回答方法を選択し、令和４年１０月３１日（月）までにご回答をお願いします。回答にあたり、氏名は記入しないでください。

回答方法／内　容	ＵＲＬ	ＱＲコード	紙
税理士報酬アンケート	https://forms.gle/Zs4TAouksqeQ1FF96		別紙参照 回答後、 県連事務局へ ＦＡＸ送信 ０４８―６６５―３８８８
税務調査アンケート	https://forms.gle/1Afcr17cyzrQ6yX67		別紙参照 回答後、 県連事務局へ ＦＡＸ送信 ０４８―６６５―３８８８

１　留意点

ＵＲＬまたはＱＲコードで回答する場合について

今回は、Googleフォームというソフトを利用し、個人情報漏洩を防ぐため回答者を特定しない設定にしています。そのためアンケートはログイン不要で回答できます。また一人で何回も回答できますが、アンケート結果の精度に影響するため、回答はなるべく１回でお願いします。なお、回答後の内容変更や取消はできません。

※スマホの縦表示でレイアウトが一部崩れる場合があります。

以上

税理士報酬についてのアンケート
令和４年度　関東信越税理士会埼玉県支部連合会　業務対策部

この度は、税理士報酬について市場ニーズ・業務の参考情報提供を目的としてアンケートを実施させて頂きます。

デジタルトランスフォーメーションの推進など様々な要因で業務環境が変化している中、幅広い情報を収集し、会員皆様の参考に供するとともに、税理士業務の改善及び進歩に資するよう集計結果を公表する予定です。

各支部の会員皆様には、アンケート期限を令和４年１０月３１日までとして、数多くの有用なお話をお聞かせいただけますようご協力をお願い致します。

Ⅰ　基本情報

１　下記３つの中から該当する区分をお選び下さい。

○開業税理士　○社員税理士　○所属税理士

２　所属支部をお選びください。

○川越支部　○熊谷支部　○川口支部　○西川口支部
○浦和支部　○大宮支部　○行田支部　○秩父支部
○所沢支部　○本庄支部　○東松山支部　○春日部支部
○上尾支部　○越谷支部　○朝霞支部

３　年代をお選びください。

○２０代　○３０代　○４０代　○５０代
○６０代　○７０代　○８０代以上

Ⅱ　報酬規程関係

１　貴事務所として報酬規程を作成していますか？

○作成している(作成中含む)　○作成していない　○これから作成予定

２　作成している方は作成に当たって最も参考にした資料は？

○日税連ガイドライン　○月刊誌等の書籍　○旧報酬規程　○他士業の規定
○独自に考案

３　業務を受託したときには契約書を作成していますか？

○作成している(一部作成含む)　○作成していない

４　見積書を作成していますか？

○作成している(一部作成含む)　○作成していない

５　顧問先との報酬を、決定または改定する場合について

他の税理士との比較	○する	○しない
現在の顧問先の報酬との比較	○する	○しない
取引量（伝票量、処理時間数）比例	○する	○しない
難易度加算	○する	○しない
売上金額基準	○する	○しない
資本金額基準	○する	○しない
所得金額基準	○する	○しない
原価計算を参考に	○する	○しない

Ⅲ　法人関係

1　業種及び事業規模に関係ない月額平均顧問料

○２万円以下　○２万円超３万円以下　○３万円超４万円以下

○４万円超５万円以下　○５万円超１０万円以下　○１０万円超

2　業種及び事業規模に関係ない平均決算報酬

○０円（月額顧問料のみ）　○月額の１カ月分以下　○月額の１カ月分超３カ月分以下

○３カ月分超５カ月分以下　○５カ月分超６カ月分以下　○６カ月分超

○月顧問料はなく決算料のみ

Ⅳ　個人関係

1　業種及び事業規模に関係ない月額平均顧問料

○１万円以下　○１万円超２万円以下　○２万円超３万円以下

○３万円超４万円以下　○４万円超５万円以下　○５万円超

2　平均決算報酬

○０円（月額顧問料のみ）　○月額の１カ月分以下　○月額の１カ月分超３カ月分以下

○３カ月分超５カ月分以下　○５カ月分超６カ月分以下　○６カ月分超

○月顧問料はなく決算料のみ

3　譲渡所得申告報酬基準

○譲渡金額基準　○所得基準　○特例適用基準

○その他（　　）

Ⅴ　法人・個人共通関係

1　１日あたり調査立会い料

○０円　○２万円以下　○２万円超５万円以下　○５万円超

2　年末調整及び法定調書作成報酬

○定額報酬のみ　○人頭割のみ　○定額報酬＋人頭割　○無料

3　その他の報酬

相談料	○有料	○無料	○随時決定
償却資産税申告	○有料	○無料	○随時決定
書面添付	○有料	○無料	○随時決定
補佐人	○有料	○無料	○随時決定
金融機関資料作成	○有料	○無料	○随時決定
パソコン立ち上げ援助	○有料	○無料	○随時決定

4　顧問料及び決算料以外で受注している報酬内容と月平均報酬額

給与計算

○50,000円以下　○50,001円～100,000円　○100,001円～150,000円

○150,001円～200,000円　○200,001円以上

コンサルティングフィー

○50,000円以下　○50,001円～100,000円　○100,001円～150,000円

○150,001円～200,000円　○200,001円以上

事業計画

○50,000円以下　○50,001円～100,000円　○100,001円～150,000円
○150,001円～200,000円　○200,001円以上

その他

○50,000円以下　○50,001円～100,000円　○100,001円～150,000円
○150,001円～200,000円　○200,001円以上

5　1件当たりの平均年間報酬金額について

（1）法人契約1件当たりの平均年間報酬金額

○300,000円以下　○300,001円～400,000円　○400,001円～500,000円
○500,001円～600,000円　○600,001円～700,000円　○700,001円～800,000円
○800,001円～900,000円　○900,001円～1,000,000円　○1,000,001円～1,100,000円
○1,100,001円～1,200,000円　○1,200,001円以上

（2）個人事業主契約1件当たりの平均年間報酬金額

○　1円～100,000円　○100,001円～200,000円　○200,001円～300,000円
○300,001円～400,000円　○400,001円～500,000円　○500,001円～600,000円
○600,001円～700,000円　○700,001円～800,000円　○800,001円～900,000円
○900,001円～1,000,000円　○1,000,001円以上

6　事業承継・組織再編等について

（1）報酬料金に関して

○料金体系を定めている　○料金体系を定めていない

（2）報酬料金算出の基礎（複数回答可）

□事業規模　□受注した業務内容に応じて　□作業時間
□その他（　　）

Ⅵ　消費税関係

1　簡易課税

○０円　○５万円以下　○５万円超１０万円以下　○１０万円超２０万円以下
○２０万円超

2　原則課税

○０円　○５万円以下　○５万円超１０万円以下　○１０万円超２０万円以下
○２０万円超３０万円以下　○３０万円超

3　諸届出（1件当たり）

○０円　○１万円以下　○１万円超３万円以下　○３万円超

Ⅶ　相続税関係

1　定額基礎報酬

○０円　○１０万円以下　○１０万円超２０万円以下　○２０万円超

2　以下考慮

遺産の総額割を考慮	○する	○しない
遺産の物件数を考慮	○する	○しない
遺産の難易度を考慮	○する	○しない
相続人の数を考慮	○する	○しない

3　延納申請報酬

○無料　　○有料

3　延納申請報酬

申請税額を考慮	○する	○しない
担保物件を考慮	○する	○しない

4　物納物件申請報酬

○無料　　○有料

4　物納物件申請報酬

申請税額を考慮	○する	○しない
担保物件を考慮	○する	○しない
現場立会料を考慮	○する	○しない

Ⅷ　その他

1　参考として、下記例示の依頼を受けた場合、年間報酬はいくらで見積しますか？

業種：　卸売・小売業
年商：(年間売上)　60,000千円
帳簿データは手書きのため入力業務なし
年末調整10名
資本金 3,000千円

○400,000円以下	○400,001円～500,000円以下
○500,001円～600,000円以下	○600,001円～700,000円以下
○700,001円～800,000円以下	○800,001円～900,000円以下
○900,001円～1,000,000円以下	○1,000,001円～1,100,000円以下
○1,100,001円～1,200,000円以下	○1,200,001円～1,300,000円以下
○1,300,001円～1,400,000円以下	○1,400,001円～1,500,000円以下
○1,500,001円～1,600,000円以下	○1,600,001円～1,700,000円以下
○1,700,001円～1,800,000円以下	○1,800,001円以上

2　新型コロナウイルス感染症の影響について

（1）報酬料金に関して

○値下げ要請があった　　○値下げ要請がなかった

（2）要請があったと回答の場合

○要請に応じた　　○要請に応じなかった

3　報酬について独自の工夫等ありましたら、ご意見をお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。　ＦＡＸ返信先　県連事務局　０４８－６６５－３８８８

税務調査に関するアンケート
令和４年度　関東信越税理士会埼玉県支部連合会　業務対策部

この度は、埼玉支部連合会会員が受けた税務調査の実施状況・実態把握を目的としてアンケートを実施させて頂きます。

デジタルトランスフォーメーションの推進など様々な要因で業務環境が変化している中、幅広い情報を収集し、会員皆様の参考に供するとともに、税理士業務の改善及び進歩に資するよう集計結果を公表する予定です。

各支部の会員皆様には、アンケート期限を令和４年１０月３１日までとして、数多くの有用なお話をお聞かせいただけますようご協力をお願い致します。

【アンケート実施条件 】
アンケート内容は、下記対象期間でご回答下さい。
対象期間　令和３年７月１日～令和４年６月３０日

Ⅰ　基本情報

１　下記３つの中から該当する区分をお選び下さい。

○開業税理士　○社員税理士　○所属税理士

２　所属支部をお選びください。

○川越支部　○熊谷支部　○川口支部　○西川口支部
○浦和支部　○大宮支部　○行田支部　○秩父支部
○所沢支部　○本庄支部　○東松山支部　○春日部支部
○上尾支部　○越谷支部　○朝霞支部

３　年代をお選びください。

○２０代　○３０代　○４０代　○５０代
○６０代　○７０代　○８０代以上

Ⅱ　税務調査の件数について

１　総申告件数

（１）「法人税」の総申告件数　＿＿＿件
（２）「所得税」の総申告件数　＿＿＿件
（３）「相続税、贈与税」の総申告件数　＿＿＿件
（４）「その他の国税」の総申告件数　＿＿＿件

２　調査件数

（１）法人税の調査件数　＿＿＿件
（２）所得税の調査件数　＿＿＿件
（３）相続税、贈与税の調査件数　＿＿＿件
（４）その他の国税の調査件数　＿＿＿件

３　上記２のうち、納税者のみに事前通知があった件数

（１）納税者のみに事前通知があった件数　＿＿＿件
（２）その他の件数　＿＿＿件

４　所得税確定申告期間中※簡易延長含む（令和３年２月１６日～４月１５日）に税務調査があった件数

（１）確定申告期間税務調査件数　＿＿＿件
（２）その他の件数　＿＿＿件

5　事前通知がなかった税務調査、いわゆる「無予告調査」の場合であっても、納税義務者又は税理士に対し、臨場後、速やかに国税通則法の手続きに則り、納税義務者の理解と協力を得て調査が開始されましたか？

（1）無予告調査件数　　件

（2）税務調査が速やかに開始された調査件数　　件

（3）その他の調査件数　　件

6　上記５で速やかに調査が開始されなかった場合は、その状況等をご記載下さい。

Ⅲ　税務調査時の対応について

「Ⅱ　税務調査の件数について」での調査案件のうち、

1　税務調査時の帳簿預かり（留置）について、帳簿書類原本の署での預りを求められた税務調査の件数　　件

2　税務調査時の帳簿預かり（留置）について、帳簿預かりの必要性はあったが、納税者の承諾を得ず留置を求められた件数　　件

3　帳簿書類の提示の際、預り証の交付がなかった税務調査の件数　　件

4　帳簿書類等の返却請求時、または預ける必要がなくなったにも関わらず、速やかに返還されなかった税務調査の件数　　件

5　税務調査時にエクセル等のデータ形式での情報提供を求められましたか？

○はい　　○いいえ

Ⅳ　税務調査の内容及び日数について

1　「Ⅱ　2　調査件数」でご回答頂いた調査案件のうち、調査時に下記資料の提示を求められた件数をご回答ください。

（1）「法人税」の調査内容

①パソコンのデータ及びメール照会等の件数　　件

②名刺・認印・電話帳等の件数　　件

③役員家族従業員等のプライバシー関連の件数　　件

（2）所得税の調査内容

①パソコンのデータ及びメール照会等の件数　　件

②名刺・認印・電話帳等の件数　　件

③役員家族従業員等のプライバシー関連の件数　　件

（3）相続税、贈与税の調査内容

①パソコンのデータ及びメール照会等の件数　　件

②名刺・認印・電話帳等の件数　　件

③役員家族従業員等のプライバシー関連の件数　　件

（4）その他の国税の調査内容

①パソコンのデータ及びメール照会等の件数　　件

②名刺・認印・電話帳等の件数　　件

③役員家族従業員等のプライバシー関連の件数　　件

2　調査日数について

（1）法人税　4日以上の件数　＿＿＿件

※面接調査の合計日数を集計下さい。

※1日に満たない場合も1日分として計算して下さい。

（2）所得税　4日以上の件数　＿＿＿件

※面接調査の合計日数を集計下さい。

※1日に満たない場合も1日分として計算して下さい。

（3）相続税、贈与税　4日以上の件数　＿＿＿件

※面接調査の合計日数を集計下さい。

※1日に満たない場合も1日分として計算して下さい。

（4）その他の国税　4日以上の件数　＿＿＿件

※面接調査の合計日数を集計下さい。

※1日に満たない場合も1日分として計算して下さい。

3　調査着手から終了までの期間

（1）3カ月超～5カ月以内の件数　＿＿＿件

（2）6カ月以上の件数　＿＿＿件

（3）6カ月以上の「税目」　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　税務調査終了時、申告内容に誤りが認められなかった場合、「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」の通知に関して

（1）申告内容に誤りが無かった件数　＿＿＿件

（2）上記（1）のうち、通知書がなかった件数　＿＿＿件

5　税務調査終了時、更正決定等をすべきと認められる場合に、その理由の説明について

（1）更正決定等となった調査件数　＿＿＿件

（2）上記（1）のうち、説明が無かった件数　＿＿＿件

6　税務調査終了時、修正申告等の勧奨が行われた際に、「修正申告等を提出した場合には不服申立てをすることはできないが、更正の請求をすることはできる」旨の説明がされ、その旨を記載した書面の交付があった、または、なかった件数について

（1）修正申告等の勧奨が行われた件数　＿＿＿件

（2）（1）のうち、書面の交付がなかった件数　＿＿＿件

V　税務調査の結果について

1　調査結果ごとの件数

（1）結果件数

①修正申告の件数　＿＿＿件

②上記修正申告のうち、不満だった件数　＿＿＿件

③更正の件数　＿＿＿件

④上記③のうち、不服申し立て件数　＿＿＿件

（2）修正申告、更正のうち、重加算税処分について

①重加算税処分となった総件数　＿＿＿件

②①のうち納得できない件数　＿＿＿件

2　調査官の印象、反面調査における問題点、その他税務調査及び税務行政に関し、意見並びに要望などをご入力下さい。

ご協力ありがとうございました。　ＦＡＸ返信先　県連事務局　０４８－６６５－３８８８

令和４年１０月７日

会　員　各　位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長　　中野敦夫
副支部長　川田　茂
広報部長　吉田貴之

令和４年度テレビ埼玉「マチコミ」出演候補者のお願い

標記の件につきまして、例年、確定申告期前(1月下旬～2月上旬)にテレビ埼玉の情報番組「マチコミ」(平日16時30分～18時)に埼玉県内の税理士が出演し、無料税務相談会などのＰＲを行っております。今年度も各支部より広く候補者を募集することになりました。昨年度は、当支部の福島繁夫会員がご出演されました。

つきましては立候補される会員は、支部事務局宛令和4年10月18日(火)までにご連絡いただきますようお願いいたします(複数名でも構いません)。

県連広報部長等で選考があり、出演者の決定後、15支部長及び出演者本人に通知させていただきます。

テレビ出演に関する情報は下記のとおりです。

記

・出演日については、出演者の決定後、出演者のご都合を考慮しテレビ埼玉との調整となります。12月中旬～1月中旬には決まる予定です。
・出演日当日は、テレビ埼玉(さいたま市浦和区常盤)に15時30分までにお越しいただくことになります。
・シナリオはこちらでご用意しております。(昨年のものがベースとなります)
・出演の時間は16時30分から18時の間の5～10分程度です。
・応募状況により、ご意向に沿えない場合もございますので予めご了承下さい。

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
４．１１．１０（木）	秋池正江	
４．１１．１４（月）	小島久幸	
４．１１．１７（木）	小林拓人	
４．１１．２１（月）	須永栄子	
４．１１．２４（木）	萩原直幸	
４．１１．２８（月）	堀越雄司	
４．１２．　１（木）	前島義徳	
４．１２．　５（月）	増田俊樹	
４．１２．　８（木）	森嶋秀人	
４．１２．１５（木）	吉田貴之	
４．１２．１９（月）	相原信夫	
４．１２．２２（木）	石坂哲也	
４．１２．２６（月）	大久保匡志	
５．　１．１６（月）	荻野晴美	
５．　１．１９（木）	熊﨑美杉	
５．　１．２３（月）	黒須克仁	
５．　１．２６（木）	小林幹夫	
５．　１．３０（月）	髙岡　洋	
５．　２．　２（木）	武田匡哉	
５．　２．　６（月）	土屋政信	
５．　２．　９（木）	中澤仁之	
５．　２．１３（月）	西尾裕之	
５．　２．１６（木）	萩原美明	
５．　２．２０（月）	橋本直樹	
５．　２．２７（月）	濵野高志	
５．　３．　２（木）	福島繁夫	

＊コロナのため、当面は電話相談になっています

＊午後１時３０分～４時００分

＊原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応してください

（相談があった場合は電話にてご連絡します）